

News Release

株式会社山陰合同銀行

〒690-0062 島根県松江市魚町 10
TEL.0852-55-1000
<https://www.gogin.co.jp>

2025 年 8 月 25 日

貸金庫規定の改定

ごうぎんは、貸金庫業務のさらなる適正化を図ることを目的に、下記のとおり貸金庫規定を改定いたします。

今回の改定は、従来よりお取引いただいているお客様にも適用させていただきます。

当行は、今後もお客様に安心して貸金庫をご利用いただけますよう、引き続き管理態勢の強化に努めてまいります。

記

1. 主な改定内容

- (1) 貸金庫に「現金」※が格納できないことを明記します。

詳細は、改定後の貸金庫規定（以下リンク先）をご参照ください。

[「一般貸金庫用」](#)、[「全自動貸金庫用」](#)

※格納できない現金について

日本円、外国通貨ともに格納いただけません。

日本円のうち格納いただけない現金は、以下の2点です。

- ① 日本銀行HP「現在発行されている銀行券・貨幣」に掲載されている銀行券・貨幣
- ② 2007年発行停止の一万円券(福沢諭吉)

詳しくは[日本銀行HP](#)をご確認ください。

- (2) 貸金庫の利用目的(適切にご利用いただくこと)を書面等で確約いただいたうえでご利用いただけます。

確約書のひな型は別紙ご参照ください。※書式は内容が変更となる可能性があります。

2. 改定日

2025 年 10 月 1 日(水)

3. その他

- (1) 現在、貸金庫内に現金を格納されているお客様は、次回ご来店時に現金のお引き取りをお願いいたします。
- (2) ご提出をお願いする確約書の書面は、9月以降に順次ご案内します。

以 上

**ごうぎん**

株式会社山陰合同銀行 御中

貸金庫借用に関する確約書(ひな型)

私は、貸金庫規定の定めに従って、下記の内容を確約します。
なお、代理人がいる場合は私の責任において下記の内容を遵守させます。

記

遵守事項	確認結果 (レ点を記入)
1. 貸金庫規定第1条(3)①に定める、現金 [※] その他の不正利用防止の観点からリスクが高いものは格納しません。	☐
2. 貸金庫規定第1条(3)②に定める、危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないものは格納しません。	☐
3. 貸金庫を本邦または外国の法令や公序良俗に反する行為に利用しません。	☐
4. 貸金庫をマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正な目的に利用しません。	☐

※「現金」については外国通貨も格納しません。
「日本円」については、以下の2点に該当するものを格納しません。
①日本銀行 HP「現在発行されている銀行券・貨幣」に掲載されている銀行券・貨幣
②「①」と肖像が同一である銀行券(2007年発行停止の一万円券(福沢諭吉))

記入日	年	月	日
署 名			届 出 印

以 上